

# 「大阪市におけるメッキ工場による土壤汚染財産 被害原因裁定申請事件」の処理について

公害等調整委員会事務局

## 1 はじめに

平成 14 年 5 月 22 日、土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）が成立し、本年 2 月 15 日に施行されたが、当委員会は、平成 14 年 5 月、「ちょうせい」第 29 号 32 頁（当委員会のホームページで閲覧可能）において、土壤汚染に係る紛争事件が公害紛争処理法による調停や裁定の対象となる事件であることを改めて明らかにしていたところ、本年 2 月 6 日、大阪市内のメッキ工場跡地のシアン汚染について、国（財務省）を申請人とし、メッキ会社（解散会社）を被申請人とする原因裁定申請事件が当委員会に申請された。土対法成立後、当委員会として初めての土壤汚染に係るケースであるので紹介する。

なお、原因裁定とは、公害事件における因果関係の存否の争いについて、当委員会（裁定委員会）の行う判断である（公害紛争処理法 42 条の 27）。

## 2 事案の概要

この事件は、土地の相続税物納を受けた国

が、その売払いをしたところ、売払先から土が青いとの指摘を受け、業者に調査させたところ、シアンによる汚染が判明したため、売払いを合意解除し、汚染除去措置（土壤の掘削・入れ替え工事）を実施したが、その費用相当の損害賠償請求を行う前提として、その汚染が、かつてその土地を賃借してメッキ工場を営んでいた被申請人会社の排出したシアンによるものであるとの原因裁定を求めたものである。

## 3 事件処理の経過

当委員会は、被申請人代理人（被申請人会社の亡経営者の妻であり、清算人の母である。）の見解を聴取したところ、シアンが被申請人会社の排出したメッキ廃液によるものであることを認めつつ、その排出が昭和 48 年以前の特に出に規制のない時代のものであると説明し、また、申請人国の実施した汚染除去措置が過剰なものではないかとの疑問を呈示した。裁定委員会は、被申請人の不法行為責任・契約責任の成否とこれらの時

効ないし除斥期間の起算点の判断については様々な可能性が考えられること、後述のように、それらが土対法施行による影響を受けることが考えられるものの、その点について未だ定説を見ないこと、被申請人は解散会社であり財産はなく、元経営者一家も経済的余裕があるとは認められないことなどの事情を考慮し、審問期日を開く前に調停による解決の可能性を検討することとし、当事者双方に対し打診・説得を試みたところ、合意の見込みがあると認められたため、職権で調停に付し、本年5月29日、被申請人会社（実質は元経営者一家）が申請人国に対し若干の金員を支払うこと等を内容とする調停が成立して、申請から4か月足らずで事件は終了した。

#### 4 今後の課題

土対法8条1項は、都道府県知事の土壤汚染除去等措置命令により同措置を講じた者は、汚染者にその費用を求償できることとしているが、その求償権は、同条2項により、時効・除斥期間の起算点について、原則としてその措置を講じた時としており、汚染行為がどんなに昔であっても、汚染者の判明する限り求償権を行使できることとしている。そして、ここでは詳論しないが、民法の不法行

為に基づく請求権と、土対法8条1項の求償権との間で、時効・除斥期間にアンバランスの生じることは好ましくないとする考え方もあり、大塚直早大教授は、土対法8条2項が「この問題についての民法709条に基づく請求の期間制限の解釈の際に、一定程度参考にされることとなろう」と述べている（ジュリスト1233号15頁）。ただ、その参考とすべき程度、参考とすべき根拠については、未だ十分な議論が尽くされているとはいえないようであり、今後、この点についての学界・実務界における議論の発展が期待されている。

また、土壤汚染をめぐる紛争・事件は、現在の所有者が汚染者や直接の売主に対して損害賠償を請求するケース、近隣住民が現在の所有者や汚染者に対して汚染除去を求めるといったケースなどのほか様々な態様が考えられるし、汚染物質の性質によって紛争の様相も異なることが考えられる。こうした中で、公害紛争といえる範囲（公害紛争処理法の守備範囲）の問題、事案に応じた紛争処理の手法（職権で証拠調べを行うべき場合とその程度）など、困難な問題が山積しているのだから、当委員会としてもこれらの問題に積極的に取り組んでいきたいと考えている。